

全国家庭福祉施策担当係長会議資料

[総務課児童相談係説明資料]

【資料目次】

1. 平成22年度 児童虐待防止対策関係予算案の概要 1
2. 家族再統合等への取組の強化 3
3. 民間団体との連携の強化 4
4. 児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表(案) . . 5
5. 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充 11
6. 「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」
一部改正新旧対照表(案)[抜粋] 12
7. 相談窓口の更なる周知について 15

平成22年3月17日(水)

平成22年度 児童虐待防止対策関係予算案の概要

平成22年度児童虐待防止対策関係予算案の概要

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
虐待防止対策室

(平成21年度当初予算) (平成22年度予算案)
17,045百万円 → 18,179百万円

【次世代育成支援対策交付金等を除く。】

児童虐待は社会全体で早急に解決すべき重要な課題であり、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの保護・自立に至るまでの切れ目のない支援のため、引き続き地域における支援体制の整備や児童相談所の機能強化とともに、家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実を図る。

1. 発生予防対策の推進

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」の普及・推進を図る。

(2) 養育支援訪問事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う「養育支援訪問事業」の普及・推進を図る。

(3) 地域子育て支援拠点事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 地域において子育て親子の交流や子育てに関する相談の実施等を行う地域子育て支援拠点（ひろば型、センター型、児童館型）について、身近な場所への設置を促進する。

(4) 子育て短期支援事業の推進

【次世代育成支援対策交付金】

- 育児不安や育児疲れなどの場合に、児童養護施設等において児童を一時的に養育・保護するショートステイ及びトワイライトステイの実施について着実な推進を図る。

(5) 中・高校生と乳幼児のふれあう機会の推進【次世代育成支援対策交付金】

- すべての市町村において、中・高校生が乳幼児と出会いふれあう機会が確保されるよう、児童館等を活用した取組を推進する。

(6) オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動の促進

- 子どもへの虐待防止に向け、児童虐待防止推進月間(11月)に全国フォーラムを開催するとともに、オレンジリボン・キャンペーンなどの啓発活動を促進する。

2. 早期発見・早期対応体制の充実

(1) 子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）の機能強化【一部新規】

【次世代育成支援対策交付金】

- 「子どもを守る地域ネットワーク」(要保護児童対策地域協議会)の機能強化を図るため、コーディネーターの専門性強化に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講などの取組を支援するとともに、インターネット会議システムの導入などによりネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組を支援する。

(2) 児童相談所の機能強化

- 一時保護所等の体制強化 【児童虐待・DV対策等総合支援事業】
在宅ケースへの支援の強化を図るとともに、学習指導の強化やトラブルへの対応等のため、一時保護所における教員・警察官OB等の配置を推進する。
- 一時保護所の環境改善 【次世代育成支援対策施設整備交付金】
一時保護所における居室等の環境改善や定員不足解消のための施設整備を推進する。

(3) 子どもの心の診療拠点病院機構推進事業の推進

【母子保健医療対策等総合支援事業】

- 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るため、平成20年度から22年度の間モデル事業を実施する。

(4) 児童家庭支援センター運営等事業の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

- 地域に密着した虐待・非行などの問題につき、相談・支援を行う児童家庭支援センターの設置を推進するとともに、心理療法担当職員の常勤化を推進する。また施設を退所した児童等のアフターケアの推進を図る。

3. 自立に向けた保護・支援対策の充実（社会的養護体制の拡充）

(1) 家族再統合に向けた取組の強化【新規】

- 児童相談所において、親子での宿泊方式の訓練の実施や親族も含めた援助方針会議の実施など家族再統合への取組を進めるとともに、児童相談所の保護者指導を受託するなど地域において家族支援を担う民間団体の育成を図る。

(2) 家庭的養護の推進及び入所している子どもへの支援の充実

- 里親支援機関による里親の支援の推進

【児童虐待・DV対策等総合支援事業】

里親委託を推進するため、里親制度の普及促進、子どもを受託している里親への支援等の業務を総合的に実施する里親支援機関事業を推進する。

- 小規模グループケアの推進

児童養護施設等において、虐待などにより心に深い傷を持つ子どもに対し、職員との個別的な関係を重視したきめ細やかなケアを提供するため、家庭的な環境の中で小規模グループによるケアを行う体制の整備を着実に進める。

- 乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充

乳児院における被虐待経験のある乳幼児の割合が増加していることから、乳児院における被虐待児個別対応職員の配置の拡充を図る。

- 児童養護施設における看護師の配置の拡充

児童養護施設において、日常の投薬管理や健康管理、感染症の予防等医療的ケアが必要な児童に適切に対応するため、看護師の配置の拡充を図る。

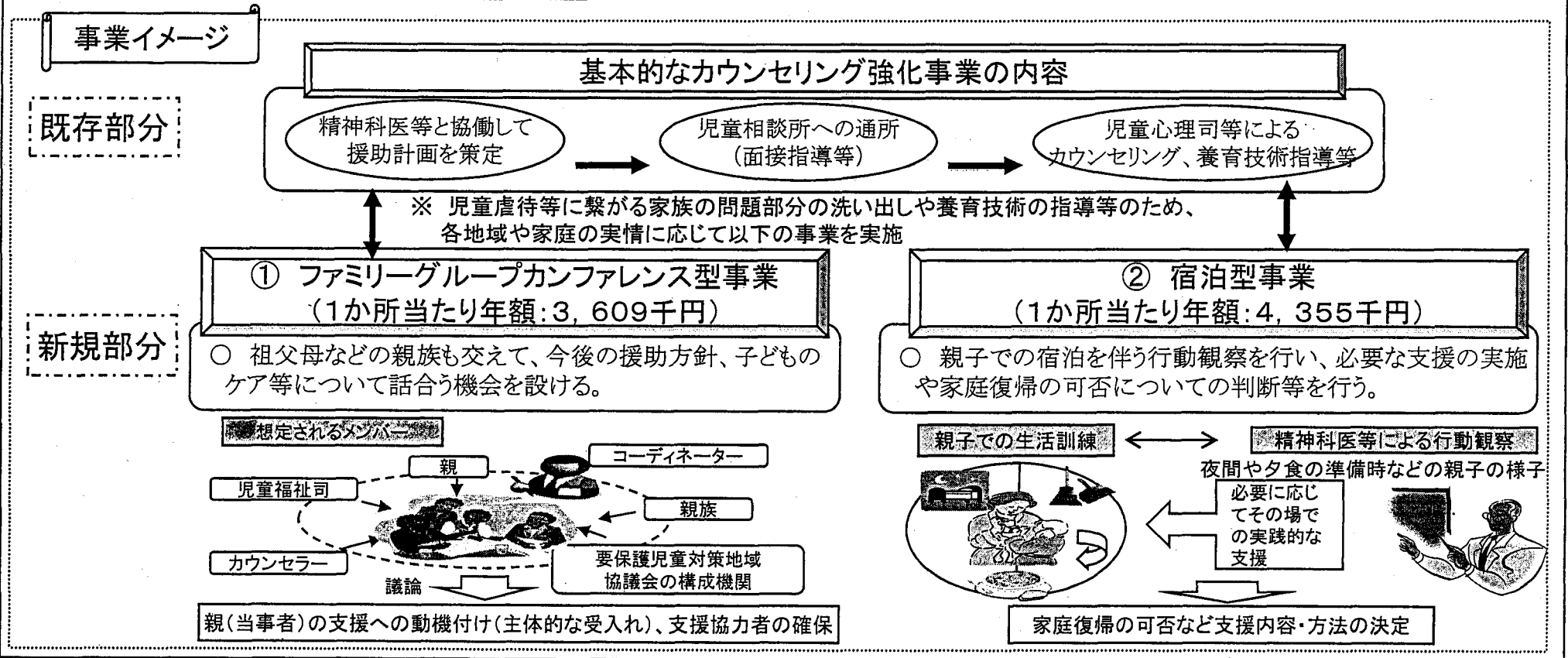
家族再統合等への取組の強化【児童虐待防止対策支援事業】

【基本的な考え方】

- 児童虐待防止法の改正により解錠を伴う立入調査が可能となるなど、子どもの安全確保のための対応の強化が図られてきている一方、親子分離がなされた後の家族再統合への取組や、在宅ケースにおける重症化防止策については、依然として効果的な対応策が講じられていないとの指摘がある。
- また、分離した子どもを再び家庭に帰す際の判断基準や判断方法について苦慮している児童相談所も多い。
- こうしたことから、様々な角度から家族再統合、家族の養育機能の再生や強化を試みることのできるメニュー事業を創設し、各地域や各家庭の実情に応じた援助の充実を図ることとする。

【取組の全体像】

- 個々の家庭等に応じた支援を可能とするため、「カウンセリング強化事業」に①「ファミリーグループカンファレンス型事業」と②「宿泊型事業」の2種類の事業を追加する。



民間団体との連携の強化

【児童虐待防止対策支援事業】

【基本的な考え方】

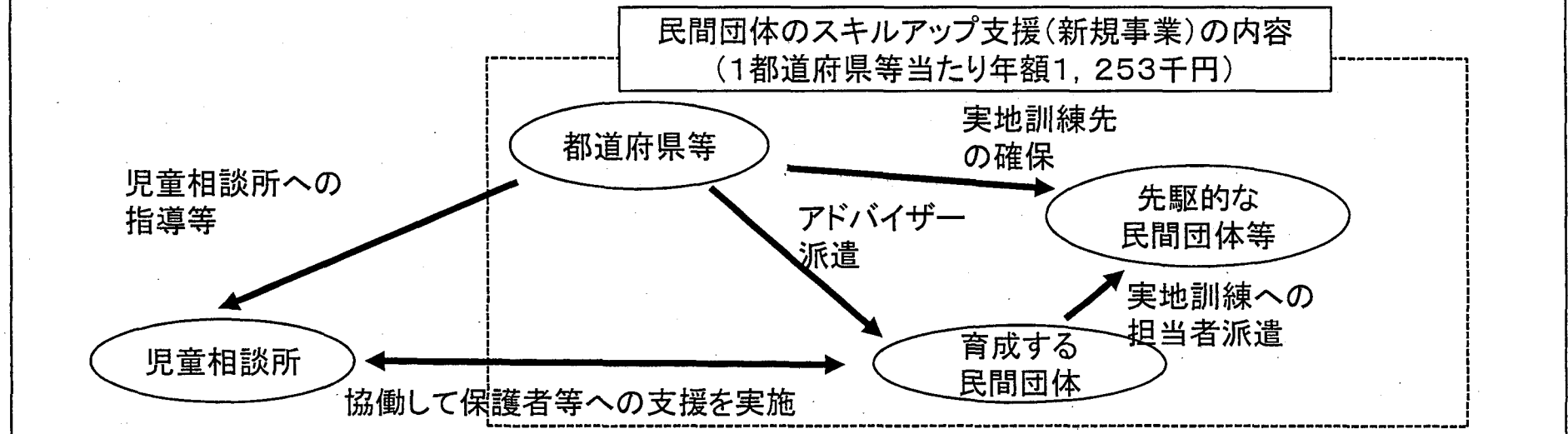
- 平成21年4月施行の改正児童福祉法において、保護者指導の民間委託を可能とするなど児童虐待防止対策の充実のためには、児童相談所と民間団体がより高い専門性を備えるとともに、相互の連携が重要となっているところ。
- しかしながら、地域におけるこうした民間団体は、必ずしも十分な数となっている訳ではなく、また、今後、分離した親子の再統合の取組の強化がますます求められる現状を踏まえると、各地域においてこうした専門性を備えた民間団体の育成が課題となっている。
- このため、都道府県において、民間団体を育成するために必要な経費を補助し、地域における支援体制の強化を図る。

【事業の内容】

- 「市町村及び民間団体との連携強化事業」の中に、民間団体のスキルアップ支援経費を計上。

民間団体の育成イメージ

※ 都道府県等が家庭への支援について、支援する団体の育成も含めて総合的にコーディネートできる体制の整備を図る。



児童虐待防止対策支援事業実施要綱一部改正新旧対照表（案）

改正後	現行
<p>別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、<u>家族の再統合を目指した積極的な指導や未然防止の強化</u>が求められている。 児童虐待を行う又は育児不安等を抱える保護者は、自身の心の問題を抱えている場合もあると言われていたことから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。 (2) 事業内容 <u>次の事業を、個々の子どもや家族の状況を踏まえた上で、必要に応じて選択し、実施すること。（複数実施も可能とする。）</u> ① <u>カウンセリング促進事業</u> ア 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て、子どもや保護者等の家族に対して<u>カウンセリングを実施するものである。</u></p>	<p>別紙 児童虐待防止対策支援事業実施要綱</p> <p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 実施主体 (略)</p> <p>第3 事業内容 下記の1～12までの事業から地域の実情に応じて選択して実施するものとする。</p> <p>1 協力体制整備事業 (略)</p> <p>2 カウンセリング強化事業 (1) 趣旨 児童虐待に対する児童相談所の対応は、子どもの安全確保を最優先に取り組んできたところであるが、子どもの最善の利益を図るためには、<u>家族の再統合を目指した積極的な指導</u>が求められている。 <u>児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていたことから、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等（以下、「精神科医等」という。）の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行うものであり、もって、子どもの福祉の向上に資するものである。</u> (2) 事業内容 ① 本事業は、児童相談所が児童虐待問題に関して熱意を有する精神科医等の協力を得て実施するものである。</p>

改正後

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

イ 精神科医等の役割は、次のとおりとする。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)

② 家族療法事業

ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、治療計画（プログラム）を作成し、それに基づき心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。

イ 子どもや家族に対する治療計画（プログラム）については、児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して作成し実施すること。

ウ 事業の実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。

エ (削除)

エ 事業終了後は、必要に応じて、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

③ ファミリーグループカンファレンス事業

ア 本事業は、保護者等が自らの問題に向き合い、主体的に支援を受け入れるため、児童福祉司、児童心理司等の児童相談所職員や、精神科医等、当事者である保護者及びその親族等を構成員とし、当該子どもや家族に対しての支援方法・内容について話し合い・検討する機会を提供するものである。

イ 本事業は、アに掲げるような構成員が当該子どもや家族の問題について複数回にわたって話し合い・検討を行うことにより実施することを基本とする。

ウ 話し合い・検討の過程においては、保護者等が自らの問題に向き

現行

なお、児童相談所は、地域の実情を踏まえた上で、精神科医等と契約の締結や申し合わせを交わす等により実施すること。

さらに、家族療法事業を実施する場合には、下記②に加え、③の条件を付加すること。

② 精神科医等の役割は、次のとおりとする。

- ア (略)
- イ (略)
- ウ (略)

③ 家族療法事業

ア 本事業における家族療法とは、特定の治療法を意味するものではなく、虐待を受けたまたはそのおそれのある子どもや家族に対して、心理的側面等からのケアを行うなど、家族再統合や家族の養育機能の再生・強化に向けた取り組みを意味するものであり、個別ケースの状況や児童相談所の体制等の実情に応じて行うこと。

イ 児童相談所と地域の医療機関（精神科医、小児科医等）や専門機関（有識者等）が協働して、子ども及び保護者の治療計画（プログラム）を作成し実施すること。

ウ 実施期間は6月以上、1年未満を一つの目安とする。

エ 当事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。なお、その場合の非常勤職員が有する資格については、9の「24時間・365日体制強化事業」（3）に記載の任用資格が必要であること。

オ 事業終了後は、報告書、マニュアル（ガイドライン）等を作成の上、関係機関に配布し、活用を図ること。

改正後

現行

合えるよう、例えば、同様の問題を抱える保護者等とのグループ討議を実施するなど、複数の保護者等について合同で参加できるプログラムを設けることも差し支えない。

④ 宿泊型事業

ア 一時保護所の居室等を活用し、問題を抱える親子に対して、必要な期間、宿泊等をしながらの生活訓練や親子関係改善のためのプログラムを行うとともに、精神科医等による行動観察を行い、必要な支援の提供と家庭復帰の可否等の適切な判断を行うことを目的とする。

イ この事業の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(ア) 児童福祉施設への入所等の措置により親子分離がされているケースであって、家族再統合や家族の養育機能の強化又は家庭復帰の可否についての見極めが必要な家族

(イ) 子どもは在宅しているが、保護者が強い育児不安等を持つため、生活を通じた親子関係のチェックや実践的なアドバイスが必要な家族

ウ 事業内容

個々のケースに応じて次のような事業を実施

(ア) 家事や子どもとの接し方などの日常生活訓練

(イ) 育児不安等の解消のためのカウンセリングやグループ討議

(ウ) 親子での接し方を学ぶためのゲームや料理作り

(エ) 精神科医等による親子関係の見立て及び援助方針への助言

エ その他

宿泊期間は個々のケースに応じて設置することとする。なお、親子の状況等を踏まえ、継続宿泊、複数回に分けて断続的に宿泊、日帰りなど様々な形態を組み合わせ実施することも差し支えない。

(3) 留意事項

① (略)

② (略)

③ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

3 医療的機能強化事業
(略)

(3) 留意事項

① (略)

② (略)

3 医療的機能強化事業
(略)

改正後	現行
<p>4 法的対応機能強化事業 (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)</p> <p>6 専門性強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 <u>次のいずれかの事業を実施すること。</u> ① 専門家養成のための実践的な研修の実施や中央研修への参加派遣 ② (略) ③ (略) (3) 実施方法 (略) (4) 留意事項 (略)</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (略)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略) ② 民間団体との連携 <u>ア 民間団体活動推進事業</u> 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。 <u>イ 民間団体育成事業</u> 都道府県は、児童相談所が行う保護者指導を委託する民間団体を育成するため、都道府県自ら又は先駆的な民間団体等に委託して、育成が必要な団体が当該事業を実施できるだけのスキルアップを図れるよう、当該団体へのアドバイザーの派遣や当該団体の職員の先駆的な民間団体での実地訓練等</p>	<p>4 法的対応機能強化事業 (略)</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)</p> <p>6 専門性強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 専門家養成のための実践的な研修の実施 ② (略) ③ (略)</p> <p>7 一時保護機能強化事業 (略)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 (1) 趣旨 (略) (2) 事業内容 ① 市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 (略) ② 民間団体との連携 都道府県は、NPO法人等の民間団体と連携し、子どもたち本人からの電話相談等への対応、職員の研修、保護者指導、家族再統合の取組み等を実施する。</p>

改正後	現行
<p>を実施する。</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)等</p> <p>(1) 趣旨 平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)等を実施するものである。</p> <p>(2) 事業内容 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会) <u>(以下、「厚生労働大臣が定める研修(講習会)」という。)</u>等</p> <p>(3) 実施基準</p> <p>① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。</p> <p>② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む)</p> <p>③ 講義及び演習により行うもの。</p> <p>④ <u>厚生労働大臣が定める研修(講習会)については、概ね3月以内とし、その他の研修については、必要に応じて期限を定めるものとする。</u></p> <p>(4) 研修(講習会)等の内容 研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。</p> <p>① <u>厚生労働大臣が定める研修(講習会)について</u> 【講義科目】 児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論 【演習科目】 社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習 ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修(講習会)の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること</p> <p>② その他</p>	<p>9 24時間・365日体制強化事業 (略)</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)</p> <p>(1) 趣旨 平成16年の児童福祉法の改正により、保健師・保育士等の職種も児童福祉司の任用資格に加えられたことから、都道府県が実施主体となり、児童福祉司の任用資格取得のための研修(講習会)を実施するものである。</p> <p>(2) 事業内容 保健師・保育士等に対する、児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める研修(講習会)</p> <p>(3) 実施基準</p> <p>① 実施主体は都道府県又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人等。</p> <p>② 受講の対象者は、都道府県及び市町村の職員(要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員を含む)</p> <p>③ 講義及び演習により行うもの。</p> <p>④ <u>修業年限は概ね3月以内。</u></p> <p>(4) 研修(講習会)等の内容 研修(講習会)等の内容は、以下に定めるもの以上とすること。</p> <p>【講義科目】 児童福祉論、児童相談所運営論、養護原理、障害者福祉論、社会福祉援助技術論、児童虐待援助論 【演習科目】 社会福祉援助技術演習、児童虐待援助演習 ※ なお、市町村の職員も受講対象者であることから、研修(講習会)の内容には市町村の要保護児童対策地域協議会の運営等を含めた市町村児童家庭相談に関する内容を含めるよう努めること</p>

改正後

現行

児童福祉司等の任用時研修や、児童福祉司等のスキルアップ研修など必要な研修を行うものとする。

(5) 留意事項
(略)

(5) 留意事項
(略)

1 1 評価・検証委員会設置促進事業
(略)

1 1 評価・検証委員会設置促進事業
(略)

1 2 保護者指導支援事業

1 2 保護者指導支援事業

(1) 趣旨
(略)

(1) 趣旨
(略)

(2) 事業内容

(2) 事業内容

① 対象者
(略)

① 対象者
(略)

② 実施方法
(略)

② 実施方法
(略)

③ 実施要件

③ 実施要件

ア (略)

ア (略)

イ (略)

イ (略)

ウ (略)

ウ (略)

エ 本事業を実施するにあたって、実施児童相談所の正規職員を充てる場合、これに代わる非常勤職員等を配置する場合についても、事業の対象とする。

(3) 留意事項
(略)

(3) 留意事項
(略)

第4 国の助成
(略)

第4 国の助成
(略)

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業の拡充

【課題】

「子どもを守る地域ネットワーク」については、平成21年4月1日現在、97.6%の市町村で設置(虐待防止ネットワークを含む。)されているが、その機能強化を図っていくことが課題となっている。具体的には以下のとおり。

- 調整機関への専門職員(コーディネーター)の配置促進
⇒ 児童福祉司と同様の資格を有する者の配置は、14.2%(平成21年4月・調整機関担当職員の状況)
- ネットワークを活用した適切な援助を行うため、関係機関の更なる連携強化が必要
⇒ 「ネットワーク会議が開催されていない」、「単独の機関や担当者のみで対応している」等が指摘されている



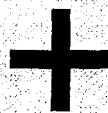
子どもを守る地域ネットワークの機能強化

【既存分】

コーディネーターやネットワーク構成員の専門性強化等

(事業内容)

- ① コーディネーターの専門性向上に向けた児童福祉司任用資格取得のための研修受講
- ② ネットワーク構成員のレベルアップを図るため学識経験者(アドバイザー)による研修会開催 など



(これに加え)

【新規分】

ネットワーク関係機関の連携強化を図るための取組

(事業内容)

- ① インターネット会議システム等の導入によるケース検討会議の開催
- ② ケース記録や進行管理台帳等の電子化 など

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」一部改正新旧対照表（案）〔抜粋〕

平成21年度	平成22年度
<p style="text-align: right;">雇児発第1128003号 平成20年11月28日</p> <p>第一次改正 雇児発第0515007号 平成21年5月15日</p> <p>第二次改正 雇児発第0818第2号 平成21年8月18日</p> <p>各 市町村長 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおりに定めたのでその旨通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発第1128003号 平成20年11月28日</p> <p>第一次改正 雇児発第0515007号 平成21年5月15日</p> <p>第二次改正 雇児発第0818第2号 平成21年8月18日</p> <p>第三次改正 雇児発第****第*号 平成22年*月**日</p> <p>各 市町村長 殿 特別区区長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について</p> <p>次世代育成支援対策交付金の交付額の算定に際しては、以下に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、各事業及び取組内容に応じた基準点数を【別表】評価に対する基準点数表（以下「基準点数表」という。）のとおりに定めたのでその旨通知する。 なお、この通知は平成20年4月1日から適用する。</p>

2 交付要綱の3の(2)その他事業のうち、次に掲げる要件を備える取組内容であるものについて評価し、別表(評価に対する基準点数表)の評価2に定める基準点数を交付金算定の基礎とする。

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 基本事業

ア 職員の配置

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む。)を配置すること。

なお、配置する職員(非常勤職員等を含む。)は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

イ 取組内容

アの職員の専門性の向上のため、次の取組を行う。

a 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」を受講させる。

・ 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)

・ 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」)

b 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

・ 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)が実施する研修

・ 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

2 (略)

(4) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 趣旨

市町村において、子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)(以下「地域ネットワーク」という。)の要保護児童対策調整機関(以下「調整機関」という。)の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等(以下「地域ネットワーク構成員」という。)の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図るとともに、地域ネットワークと訪問事業が連携を図り、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする。

② 実施要件

調整機関に、職員(非常勤職員等を含む。)を配置すること。

なお、配置する職員は、調整機関が行う業務に影響のない範囲内において兼務職員であっても差し支えないが、母子、保育、障害児等を含む児童福祉分野の業務に従事する者とする。

③ 基本事業

次のア及びイのいずれか又は両方を実施した場合に、それぞれ評価の対象とする。

ア 調整機関職員の専門性強化

②の職員の専門性向上のため、次の取組を行う。

(7) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしていない場合

次の「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」を受講させる。

a 児童福祉法第13条第2項第1号の厚生労働大臣が指定する講習会(社会福祉法人全国社会福祉協議会中央福祉学院が実施する「児童福祉司資格認定通信課程」)

b 児童福祉法施行規則第6条第6号から第10号及び同条第13号に規定する厚生労働大臣が定める講習会(都道府県が実施する「児童福祉司任用資格取得のための研修(講習会)」)

(1) 配置職員が児童福祉司の任用資格を満たしている場合

更に児童虐待への専門性を向上させるため、次の研修を受講させる。

a 子どもの虹情報研修センター(日本虐待・思春期問題情報研修センター)が実施する研修

b 都道府県や研修機関等が実施する児童虐待対応研修

イ 地域ネットワーク構成員の連携強化

地域ネットワーク構成員の連携強化を図るため、次の(7)及び(1)の

③ 付加的事業

②の基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれポイント算定の対象とする。

ア 地域ネットワーク構成員の専門性向上を図る取組

地域ネットワーク構成員の専門性向上のため、学識経験者等の専門家を招へいし、児童虐待対応についての共有認識と運営手法についての研修会・講習会などを開催する取組や、個別ケースについての具体的な支援方法及び進行管理等についての助言・指導を受ける取組。

イ 地域ネットワークと訪問事業との連携を図る取組

地域ネットワークの調整機関が養育支援訪問事業の中核機関となり、必要に応じて行う地域ネットワークによる支援内容の協議の結果に基づき、養育支援訪問事業の実施のための進行管理やその他の支援に係る連絡調整を行う取組や、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）又は母子保健法に基づく訪問事業等により把握された支援対象者の中で、特に地域ネットワークによるケース対応が必要な家庭に対して、地域ネットワークは訪問者と協力して支援を行う取組。

ウ 地域住民への周知を図る取組

地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての地域住民への周知を図るため、地域の子育て支援関係者や関係機関等を対象として、講演会やシンポジウムの開催を行い、地域ネットワーク活動や訪問事業活動についての情報発信を行う取組やマニュアル、援助事例集、又は社会資源名簿（社会資源集）を作成・配布し、周知を図る取組。

いずれか又は両方の取組を行う。

(ア) インターネット会議システムの導入等により、地域ネットワーク構成員による緊急受理会議や個別ケース検討会議等を適時、適切に行い、その時々の子ども等の状況に応じた支援内容等について、迅速かつ適切に協議、判断するための取組。

(イ) ケース記録や進行管理台帳の電子化等により、要保護児童等について、地域ネットワーク構成員における情報共有、事実確認、情報収集等を迅速かつ適切に行うための取組。

④ 付加的事業

③のア又はイの基本事業を実施することを要件に、次のア～ウについて事業を実施する場合、それぞれ評価の対象とする。

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

相談窓口の更なる周知について

- 児童虐待による死亡事例の中には、近隣の方等が虐待の疑いを持っていたにも関わらず、残念ながら児童相談所等の関係機関に通告がなかったケースも多い。

【参考】 児童虐待による死亡事例のうち、関係機関の関与がなかったもの：17.8%

(「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第5次報告)」より)

- 児童虐待の防止のためには、育児や子育てに悩んだ時や虐待を受けたと思われる子どもを見つけた時などに、躊躇せずに相談や通告ができることが何よりも重要であるため、各自治体及び児童相談所におかれては、地域の相談機関や以下の相談窓口について、年度初めや11月の児童虐待防止月間はもちろんのこと、日頃より、地域住民に対して継続的に広報を行っていただきたい。

児童相談所全国共通ダイヤル (0570-064-000)

- ・全国共通の電話番号によって管轄の児童相談所に電話が転送される仕組み。(平成21年10月1日より運用)
[加入率：93%(平成22年3月1日現在)]
- ・今後、新たに加入する場合も工事費や運営経費は不要(通常の電話料金は負担あり)であるので、未加入の児童相談所や新たに設置される児童相談所におかれては、積極的にご加入いただきたい。
(児童相談係までご連絡ください。)